

【保護者等の収入の状況について】 【1】または【2】の該当する□に✓点を付けてください。

☐	【1】生活保護(生業扶助) 受給世帯
・生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助（高等学校等就学費）を受給していることが分かる証明書を提出します。（生活保護法第36条の規定による生業扶助受給証明書 ※7月1日現在の受給証明書を提出してください。）	

〈注意〉・生活保護（生業扶助）受給世帯の方は、下記【2】の（ア）～（エ）は記入不要です。

☐	【2】道府県民税所得割及び市町村民税所得割非課税世帯 ※下の（ア）～（エ）をご記入ください。
（ア）次の内容を確認の上、□に✓点を付けてください。	
☐	私の世帯は、認定基準日において、生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業の扶助は、受給していません。
（イ）対象となる生徒が在学する学校について、次の内容を確認の上、いずれかに✓点を付けてください。	
県外の学校 ☐	◎右の書類を提出します。 ※「県外の学校」とは、本校が宮崎県外にある学校を指します。 ・保護者等全員分の個人番号カードの写し等（または、個人番号が記載された住民票の写し、住民票記載事項証明書等） ・本人確認書類（写真付き身分証明書）の写し
県内の学校 ☐	◎個人番号関係書類の提出を省略します。 ・私は高等学校等就学支援金の申請の際に提出した個人番号又は税情報並びに就学支援金判定結果（判定に用いる算定基準額を含む。）を本給付金の審査のために利用することに同意します。

（ウ）保護者等の収入の状況について、該当する□に✓点を付けてください。		
①	☐	親権者2名分
②	☐	親権者1名分（一時的に親権を行う児童相談所長、児童福祉施設の長である場合はその者を除く。） ◎必ず理由に✓点をつけてください。 （理由） ☐ 離婚 ☐ 死別 ☐ その他（ ） ☐ 離婚協議中かつ別居中であり、親権者の一方に課税証明書等の提出を求めたが応じてもらえない場合 ※ 両親がいる方は、必ず①の「親権者2名分」に✓点を付けてください。（但し、離婚協議中の場合は除く。）
③	☐	未成年後見人（ ）名分（法人である未成年後見人又は財産に関する権限のみを行使すべきとされている者を除く。） 親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合（複数の場合は全員分） ※ 未成年後見人であることを証明する書類を求める場合があります。
④	☐	生徒の生計をその収入により維持している者（主たる生計維持者）1名分 親権者又は未成年後見人が存在しない、又は成人の生徒で主たる生計維持者が存在する場合等。
⑤	☐	生徒本人 親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合等。 （成人の生徒である場合も含む。）

（エ） 個人番号カードの写し等を添付する保護者等全員を記入してください。							
フリガナ			生徒との続柄	フリガナ			生徒との続柄
氏名	姓	名		氏名	姓	名	
生年月日	(西暦) 年 月 日			生年月日	(西暦) 年 月 日		
今年1月1日の住所	都 道 府 県		市 区 町 村	今年1月1日の住所	都 道 府 県		市 区 町 村
	☐ 日本国内に住所を有していない				☐ 日本国内に住所を有していない		

★制服再購入加算受給申請（該当者のみ）		
☐	災害等により着用を義務付けられている対象生徒の制服が喪失・毀損したため、制服の再購入が必要である場合における加算の受給を申請をします。	【必要書類】 ① 罹災証明書等 （令和6年能登半島地震被災は不要） ② 制服の再購入に係る誓約書・証明書

【留意事項】
・2校以上の学校に在籍している場合は、いずれか1校を選んで申請してください。
・偽り、その他不正な手段による申請により給付決定を受けた時は、支給された給付金の全額を即時返還していただきます。また、返還期日の翌日から返還の日までの期間について違約金が課されます。